

かつしか 区議会だより

第2回定例会

6月	7・8日	本会議（一般質問、議案の付託等）
	9～14日	常任委員会
	16～18日	特別委員会
	22日	議会運営委員会
	23日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問
4面…可決された議案ほか

NO.203 平成22年（2010年） 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎ 3695-1111 FAX 5698-1543



「かわせみ」 水元公園

UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の 居住の安定に関する意見書を可決

今回の定例会では、11名の議員から区政一般質問が行われました。また、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする区長提出議案等9件と、UR賃貸住宅（旧公

団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書（下欄参照）などの議員提出議案8件が可決されました。
このほか、請願2件が採択されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書8件を可決し、関係機関に送付しました。
（件名の下のは意見の分かれた意見書です。各党派の賛否は4面に掲載）

UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①UR賃貸住宅の存在と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること②公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めるための検討を行うこと③UR賃貸住宅について、公共住宅を守る見地からの政策を推進すること④UR賃貸住宅への定期借家契約導入は、公的住宅としての役割をめぐらず、コミュニティ破壊などにつながる可能性があるため取りやめること

発達障害やその他文字を認識する上での困難のある児童生徒のためのマルチメディア教材の普及促進を求めよう

政府に対し、必要とする児童生徒、担当教員等に教材を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを強く求める。

小規模グループホームの防火体制強化を求めよう

国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること②小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、企業・大学の間で新しいルールを策定すること②大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結びつけるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」の創設を検討するなど、雇用のミスマッチを解消すること

ばらまき政策を排し財政の健全化を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①年金、医療、介護などの社会保障制度をさらに充実させるため、経済状況の好転と税金の無駄遣いの撲滅を前提に、消費税を含む税制の抜本的改革を行うこと②健全財政の維持を内閣の責任とする「財政責任法」を法制化し、「恒久政策には恒久財源」との原則を確立すること③子ども手当を全面的に見直し、保育所の整備・拡充や幼児教育無償化など、子育て家庭が真に必要なサービスを実施すること

待機児童解消のための国有地等の利用を求める意見書

政府に対し、国有地・公有地の優先利用、無償貸与や借地、低価格での売却をすすめる仕組みを創設するとともに、土地取得に対する国の助成制度を策定することを強く求める。

都市農業振興に積極的に取り組むことを求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①都市の農地と農業の維持・発展を都市づくりの重要な柱に位置付けること②固定資産税や相続税など農地税制を改め、都市農地・緑地の減少を食い止めること③採算のとれる価格の実現、農地の基盤整備、販路確保など、農業生産を拡大する条件を広げること④生産者と消費者、住民の結びつきを強め、直売所の設置や学校給食への利用等、農家や自治体への支援を行い、地産地消の多面的な発展をはかること⑤都市の条件を生かし、転職・定年を機会にした就農などに對する援助制度をつくり、担い手の確保対策を強化すること

地域主権の確立に関する意見書

国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①国と地方の協議の場の法制化を急ぐとともに、法制化前であっても国と地方が十分協議した上で政策決定すること②住民に身近な市町村の役割を重視する観点から、国と地方の役割を抜本的に見直したうえで、国から地方への事務事業及び財源の移譲を大幅に進め、地方の権限を拡大すること③すべての国庫補助負担金を、原則として自治体はその裁量によって用途を決めることができるよう、慎重に検討すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。